

ア. 民営企業

生産額 = Σ{(製造品出荷額等) + (年間在庫増減額) + (間接税調整額) + (資本減耗引当調整額)}
総生産(市場価格表示) = 生産額 - 物的経費等

イ. 国営企業

生産額 = 製品売上高
または = 事業運営収入(生産活動以外の雑収入を除く。)

総生産(市場価格表示) = 生産額 - 物的経費等
= |生産額| - | (製造原価
または売上原価) + (一般
管理販売費) - (人件費等) |

(3) 推計方法

ア. 生産額の推計

(ア) 民営企業

i 製造品出荷額等

「工業統計表(産業編) (通商産業省、以下「工業統計表」という。) から産業中分類および事業所規模別に製造品出荷額等を求める。ただし、製造品出荷額等は、①製造品出荷額 ②加工賃収入額、③修理料収入額、④くず廃物の出荷額、⑤その他の収入額の合計額である。

ii 年間在庫増減額

「工業統計表」から産業中分類および事業所規模別に製造品年間在庫増減額、半製品・仕掛品年間在庫増減額を求める。ただし「工業統計表」に記載のない年間在庫増減額については下記により補間推計する。

(i) 昭和26~28年の従業員4人以上事業所の製造品年間在庫増減額

昭和29年の製造品年末在庫額および年初在庫額をベンチ・マークとして「法人企業年報」(大蔵省) から求めた棚卸資産指数(29年=100)で延長し、次式により推計する。
年間在庫増減額 = 年末在庫額 - 年初在庫額

(ii) 昭和26年~30年の従業員4人以上事業所の半製品・仕掛品年間在庫増減額

昭和31年の半製品・仕掛品年末在庫額および年初在庫額をベンチ・マークとして、上記(i)の方法(ただし、棚卸資産指数は31年=100)により推計する。

(iii) 昭和38年以降の小規模事業所(従業員9人以上または19人以下)の製造品年間在庫

増減額および半製品・仕掛品年間増減額

近似的に従業者規模別事業所(従業員10人~19人または20人~29人)の製造品出荷額等に対する年間在庫増減額の比率を用いて推計する。

iii 間接税調整額

「工業統計表」の製造品出荷額等に含まれる間接税(内国消費税)と国民所得統計で推計する間接税との概念および範囲の差異を調整するもので次式により求める。

間接税調整額 = (国民所得統計の間接税) - (工業統計表の内国消費税)

iv 資本減耗引当調整額

「工業統計表」による有形固定資産、減価償却額と国民所得統計で推計する資本減耗引当額との概念および範囲の差異を調整するもので次式により求める。

資本減耗引当調整額 = (国民所得統計の本減耗引当額) - (工業統計表の減価償却費)

(イ) 国営企業

各年度の特別会計決算参照書および政府関係機関決算書の損益計算書から次式により推計する。

i 通商産業省所管アルコール専売事業特別会計

生産額 = アルコール売払代 + 副産品売払代(分溜製品売払代を含む)

ii 大蔵省所管造幣局特別会計

生産額 = 事業運営収入

なお、事業運営収入は、①未発行貨幣製造代金、②注文品製造代金、③鉱物試験料、④地金製品品位証明料、⑤精製手数料、⑥貴金属製品品位証明料の合計である。

iii 大蔵省所管印刷局特別会計

生産額 = 製品売上高 + 広告料収入

iv 日本専売公社

生産額 = たばこ及び紙巻たばこ売上高 + 塩及びにがり製品売上高 + しょう脳及び同原木売上高

イ. 物的経費等の推計

(ア) 民営企業

物的経費等 = 原材料使用額等 + 間接費

i 原材料使用額等

「工業統計表」から産業中分類および事業所規模別に原材料使用額等を求める。

ただし、原材料使用額等は、①原材料使用額、②燃料使用額、③購入電力使用額、④委託生産額の合計額である。

なお、「工業統計表」に記載のない昭和26年~35年の従業員3人以下事業所の原材料使用額等は、従業員4人~9人事業所の出荷額に占める原材料使用額等の比率を用いて推計する。

ii 間接費

間接費 = 生産額 × 間接費比率

間接費比率は「法人企業間接費調査」(経済企画庁)による間接費比率をベンチ・マークとし、その他の年次は「季報」の売上高に占める一般管理販売費の傾向で延長推計する。

(イ) 国営企業

物的経費等 = (製造原価または売上原価) + (一般管理販売費) - (人件費等) 製造原価(または売上原価)および一般管理販売費は各年度の特別会計決算参照書および政府関係機関決算書の損益計算書から求める。

なお、製造原価(または売上原価)および一般管理販売費には人件費等の付加価値が含まれているため、上記決算書歳入歳出決定計算書から、給与、諸手当およびその他の付加価値額を求め、上式により物的経費等を推計する。

(4) 年度計数または暦年計数への転換

ア. 民営企業

推計は暦年基準で行ない、その結果を年度計数に転換する。

その方法は「季報」の売上高の暦年計数、年度計数を利用して、年度計数転換率を求め、これを暦年計数の生産額に乗じて転換する。

総生産(市場価格表示)は、暦年計数の総所得率を用いて転換する。

イ. 国営企業

推計は決算書を基礎資料としているため、年度計数をいわゆる四分の一移動方式により暦年計数に転換する。

7 電気・ガス・水道業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア 範囲

日本標準産業分類の大分類「電気・ガス・水道業」の範囲とする。

イ 分類

推計作業上、「電気・ガス・水道業」を次のよう

に分類して推計する。

(ア) 電気業

① 9電力会社 ② 地方公営企業 ③ その他の電気事業者
なお、国鉄および各産業部門における自家発電は、当該各産業部門では握られているので、ここには含まない。

(イ) ガス業

① ガス事業法に基づく株式会社
② 地方公営企業によるガス事業者
なお、LPGガス製造は製造業に、同販売は小売業に分類されるため、ここに含まれない。また、ガス事業者以外の自家生産ガスもここに含まれない。

(ウ) 水道業

① 地方公営企業が行なう上水道(簡易水道を含む。) ② 工業用水道 ③ 下水道事業

(2) 基本推計式

生産額 = 事業収益の合計

総生産(市場価格表示) = 生産額 - 営業経費

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

(ア) 電気業

「電気事業要覧」(日本電気協会)の損益計算書の事業収益から、下記の項目の合計額を求める。
生産額 = 電灯料 + 電力料 + 地帯間販売電力料 + 他社販売電力料 + 電気事業雑収益 + 貸付設備収益

(イ) ガス業

「ガス事業統計年報」(日本瓦斯協会)の事業収益から、下記の項目の合計額を求める。
生産額 = ガス売上高 + コークス売上高 + その他の副産物売上高 + 営業雑収益 + 付帯事業収益

(ウ) 水道業

「地方公営企業年鑑」(自治省)記載の上水道、工業用水道および下水道事業について、法適用企業、法非適用企業別に推計する。

i 法適用企業の生産額は、給水、受託工事およびその他の営業収益の合計額とする。

ii 法非適用企業の生産額は、料金収入およびその他の営業収益の合計額とする。

イ 営業経費の推計

(ア) 電気業

「電気事業要覧」の営業費用明細表の「事業費

用)から、下記の項目を控除した額である。

- ①役員給与 ②給料手当 ③同振替額 ④退職給与と金 ⑤法定厚生費 ⑥委嘱検針費
- ⑦委嘱集金費 ⑧雑給 ⑨水利使用料 ⑩賃借料 ⑪間接税 ⑫減価償却費 ⑬湯水準備引当金

(イ) ガス業

「ガス事業統計年報」の事業費用から、人件費および営業余剰を控除した額である。

なお、人件費および営業余剰は「法人企業統計年報」(大蔵省)から売上高に対する所得額の比率を算出し、これを当該年度の事業収益に乗じて求める。

(ウ) 水道業

「地方公営企業年鑑」の営業費用または支出額から人件費、減価償却費を控除した額である。

8 建設業の推計方法

(1) 範囲

日本標準産業分類の大分類「建設業」の範囲とする。なお、アクティビティ・ベースで推計される農業、林業および水産業の自家建設活動はここに含まれる。

(2) 基本推計式

建設業の国内総(純)生産は、まず、アクティビティ・ベースで国内純生産を推計し、その結果を事業所ベースに転換する。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{「I-O表」} \\ & \text{(アクティビティ・ベース) 生産額} \times \text{コモディティ} \\ & \text{フロー法による建設工事高指数} \\ \text{純生産(要素費用表示)} &= \text{生産} \\ & \text{(アクティビティ・ベース) 額} \times \text{純所得率} \\ \text{純生産(要素費用表示)} &= \\ & \text{(事業所ベース)} \\ \text{純生産(要素費用表示)} \times \text{転換率} & \\ \text{純生産(市場価格表示)} &= \text{純生産} \\ & \text{(事業所ベース)} \\ \text{純生産(市場価格表示)} &= \text{純生産} \\ & \text{(事業所ベース)} \\ & \text{(市場価格表示)} + \text{資本減耗引当} \end{aligned}$$

(3) 推計方法

ア 生産額

「I-O表」の生産額をベンチ・マークとし、国内総資本形成の推計で使用した建設コモディティ・フロー法による総工事高を用いて次のように推計する。

$$\text{生産額} = \text{「I-O表」の生産額} \times \text{コモディティ・フロー法による建設総工事高指数}$$

イ 純所得率

「I-O表」の雇用者所得および営業余剰をベンチ・マークとし「季報」から次のように推計する。

$$\begin{aligned} \text{「I-O表」雇用者所得} \times \text{「季報」人件} \\ \text{費指数} + \text{「I-O表」営業余剰} \times \text{「季} \\ \text{報」営業利益指数} \\ \text{純所得率} &= \frac{\text{「I-O表」生産額} \times \text{「季報」売上高} \\ & \text{指数}}{\text{「I-O表」雇用者所得} \times \text{「季報」人件} \\ & \text{費指数} + \text{「I-O表」営業余剰} \times \text{「季} \\ & \text{報」営業利益指数}} \end{aligned}$$

(注)「季報」の人件費指数、営業利益指数は建設業の経理の特性にかんがみ、3か年移動平均法により求めて指数化する。

ウ アクティビティ・ベースから事業所ベースへの転換率

「国勢調査」(総理府統計局)からアクティビティ・ベースおよび事業所ベースの就業者数を求め、次式により転換率を算出する。

$$\text{転換率} = \frac{\text{事業所ベース就業者数}}{\text{アクティビティ・ベース就業者数}}$$

(ア) 事業所ベース就業者数

「国勢調査」の産業、職業別就業者数から「建設業に関する15歳以上の就業者総数」をとる。

(イ) アクティビティ・ベース就業者数

「国勢調査」から「建設活動に関する15歳以上の就業者」を求める。すなわち、次のiおよびiiを(ア)に加算する。

i 産業分類「建設業」に格付けされる就業者のうち、

- ①専門的・技術的職業従事者 ②管理的職業従事者 ③事務従事者 ④販売従事者
- ⑤運輸・通信従事者 ⑥電気従事者 ⑦サービス職業従事者 ⑧分類不能の職業
- ⑨農林・漁業従事者

ii 職業分類「建設活動」に格付けされる就業者のうち、

- ①建設従事者計 ②すえつけ機関・建設機関運転従事者計 ③その他の技能工・生産工程従事者(「建設業」分に製造業等の「建設活動」分を加える。) ④他に分類されない単純労働者(同前)

9. 卸売・小売業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア. 範囲

日本標準産業分類の大分類「卸売・小売業」および「サービス業」の中の食糧管理特別会計とする。

イ. 分類

推計作業上、つぎのとおり分類する。

(ア) 民営企業

- i 卸売業(農業協同組合を含む)
- ii 小売業、①百貨店・商店、②農業協同組合・生活協同組合 購買部、行商等

(イ) 国営企業(食糧管理特別会計)

- ①食糧業務勘定、②国内米管理勘定、③国内表管理勘定、④輸入食糧管理勘定

(2) 基本推計式

$$\text{生産額} = \text{売上高一売上原価}$$

$$\text{総生産(市場価格表示)} = \text{生産額} - \text{営業経費}$$

(3) 推計方法

民営企業は法人企業統計年報(大蔵省)、個人企業経済調査(総理府統計局)、総合農協統計表(農林省)等を、国営企業は「特別会計決算参照書」の「歳入歳出決定計算書」を基礎資料として推計する。

ア. 生産額の推計

(ア) 民営企業

法人企業については法人企業統計年報から

生産額=売上高一売上原価とする。また、個人企業は個人企業経済調査の売上高一売上原価に事業所統計(総理府統計局)の該当事業所数を乗じて生産額とする。

農業協同組合は農業協同組合および経済農業協同組合連合会の購買、販売事業によるそれぞれの事業総利益を生産額とする。

生活協同組合、購買部、行商等は業界資料と購入先別ウエイト(「昭和39年全国消費実態調査」(総理府統計局)による当該購入先別1世帯平均支出金額に世帯数を乗じた金額)を用いて算出したマージン率に販売額指数により延長推計した販売額を乗じて生産額とする。

(イ) 国営企業

生産額は食糧管理特別会計にかかわる食糧管理費の支出済歳出額とする。

イ. 営業経費の推計

(ア) 民営企業

$$\text{営業経費} = \text{生産額} \times \text{営業経費率}$$

$$\text{営業経費率} = \frac{\text{営業経費}}{\text{生産額}}$$

「I-O表」から生産額に占める営業経費の割合をベンチマークとして「季報」から求めた生産額に占める一般管理販売費の割合で延長推計する。

ウ. 総生産の推計

(ア) 国営企業

総生産は管理事務費およびサイロ・倉庫運営費のうちの①俸給、②諸手当、③退職手当、④諸謝金、⑤共済組合負担金などに減価償却費を加えた額とする。

(4) 年度計または暦年計数への転換

民営企業は販売額指数により年度から暦年へ転換する。また、国営企業は「決算書」を基礎資料としているので、年度計数から暦年計数に四分の一移動方式により転換する。

10 運輸・通信業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア 範囲

日本標準産業分類の大分類「運輸・通信業」の範囲とする。

イ 分類

推計作業上、「運輸・通信業」を次のように分類する。

(ア) 運輸業

- ①国有鉄道業 ②民・公営鉄道業 ③道路旅客輸送業 ④道路貨物輸送業 ⑤通運事業
- ⑥水運業 ⑦港湾運輸業 ⑧航空運輸業 ⑨倉庫業 ⑩旅行あっせん業 ⑪運輸施設提供業 ⑫その他の運輸付帯サービス業

(イ) 通信業

- ①郵便業 ②電信・電話業 ③放送業

(2) 基本推計式

運輸・通信業は、純生産(要素費用表示)を最初に推計する方法による。

$$\text{生産額} = \sum (\text{推計分類別営業収入})$$

$$\text{純生産(要素費用表示)} = (\text{人件費} + \text{営業余剰})$$

$$\text{または、} = \text{生産額} \times \text{純所得率}$$

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{純生産(要素費用表示)} + \text{純間接税}$$

$$\text{総生産(市場価格表示)} = \text{純生産(市場価格表示)} + \text{資本減耗引当}$$

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

(ア) 運輸業

i. 国有鉄道業、民・公営鉄道業

「鉄道統計年報」(日本国有鉄道)、「私鉄統計年報」(運輸省)から次式で求める。

$$\text{生産額} = \text{営業収入} (= \text{旅客収入} + \text{貨物収入})$$

+営業雑収入)

ii 道路旅客輸送業、通運事業、水運業のうち外航船、旅行あつせん業、運輸施設提供業「陸運統計要覧」「海上輸送の現状」(以上、運輸省)、および運輸省業務資料からそれぞれの営業収入を求め生産額とする。

iii 水運業のうち内航旅客船 運輸省業務資料から営業収入を求める。ただし、これは内航旅客船主要95社分だけであるので、その他の旅客船営業収入を補うため、「I-0表」から次式で求めた補正率を乗じて生産額とする。なお、その他の年次は等差補間法で延長する。

$$\text{補正率} = \frac{\text{「I-0表」の生産額}}{\text{運輸省業務資料による営業収入}}$$

iv 道路貨物輸送業 「陸運統計要覧」(運輸省)から、トラック輸送走行キロ合計と1車・1キロ走行当たり営業収入を求め、両者を乗じて営業収入とし、これに特殊車両による営業収入分を補うための補正率を乗じて生産額とする。

補正率の算式は前記iiiと同様である。

v 水運業のうち内航貨物船 「I-0表」の生産額を、「運輸経済要覧」(運輸省)の内航貨物船輸送トン数の増減傾向で延長推計して生産額とする。

vi 港湾運輸業 「I-0表」の生産額に、運輸省業務資料から作成した輸送量指数を乗じて生産額とする。

vii 航空運輸業 「有価証券報告書」(大蔵省への提出資料)の営業収入合計に、同報告書に含まれない会社分を運輸省業務資料から求めて加え、生産額とする。

viii 倉庫業 「倉庫統計月報」(運輸省)の保管数量を基礎とし、普通倉庫・冷蔵倉庫・水面木材倉庫別に次式により求める。

(i) 普通倉庫の生産額=倉庫保管料(保管数量×従量率料金+保管物品価格×従価率料金)+荷役料(保管数量または体積×荷役量率)

(ii) 冷蔵倉庫・水面木材倉庫の生産額=保管数量×単価

ix その他の運輸付帯サービス業

上記i~viiiの合計生産額に、「事業所統計調査」(総理府統計局)から次式で求めた本業種の従業員比率を乗じて生産額とする。

$$\text{従業員比率} = \frac{\text{運輸業部門従業員数} - i \sim viii \text{の従業員数}}{\text{運輸業部門従業員数}}$$

(i) 通信業 各年度の「特別会計決算書」、「政府関係機関決算書」(以上、大蔵省)、日本放送協会および国際電信電話株式会社の決算書ならびに民間放送連盟資料から、次式により営業収入を求め生産額とする。

i 郵便業 生産額=郵便業収入+受託業務収入+雑収入

ii 電信・電話業 生産額=電信収入+電話収入+受託業務収入+雑収入

iii 放送業 生産額=受信料収入または営業収入

イ 純生産(要素費用表示)の推計

(ア) 運輸業 i 国有鉄道業、民・公営鉄道業 運輸施設提供業のうち各道路公団 「鉄道統計年報」、「私鉄統計年報」、および各年度の「政府関係機関決算書」から次式で求める。

純生産(要素費用表示)=人件費+営業余剰

ii 道路旅客輸送業、道路貨物輸送業、通運事業、水運業、港湾運輸業、倉庫業、旅行あつせん業、運輸施設提供業のうち一般自動車道および地方公共団体有料道路 業種別生産額に業種別純所得率を乗じて求める。純所得率は下記の資料から、次式により求める。

$$\text{純所得率} = \frac{\text{人件費} + \text{営業余剰}}{\text{営業収入}}$$

$$\text{純所得率} = \frac{\text{人件費} + \text{営業余剰}}{\text{営業収入}}$$

① 道路旅客輸送業……「陸運統計要覧」、「自動車運送事業財務年報」(以上、運輸省)による営業収入原単位表

② 道路貨物輸送業……通運事業の所得率を代用

③ 通運事業、倉庫業……「有価証券報告書」

④ 水運業……「外航海運会社経営分析」(運輸省)、運輸省業務資料

⑤ 港湾運輸業……運輸省業務資料による港湾料金原価構成

⑥ 旅行あつせん業……日本交通公社および日本旅行会の損益計算書

⑦ 運輸施設提供業……「I-0表」(他の年次は等差補間法で補間、延長)

iii 航空運輸業 「有価証券報告書」提出会社の人件費、営業余剰を基礎とし、同報告書に含まれていない会社分を運輸省業務資料により拡大して純生産を推計する。

純生産(要素費用表示)=(人件費+営業余剰)

iv その他の運輸付帯サービス業 前記の生産額の推計(ア)のix)と同様に、本業種以外の純生産の合計に本業種の従業員比率を乗じて求める。従業員比率は前記(ア)のix)で用いたものと同じである。

(i) 通信業 i 郵便業、電信・電話業、放送業のうち日本放送協会 生産額推計と同じ資料から、人件費、営業余剰を求め、純生産とする。

ii 放送業のうち民間放送 生産額に純所得率を乗じて純生産とする。純所得率は「有価証券報告書」提出会社の損益計算書から次式により求める。

$$\text{純所得率} = \frac{\text{人件費} + \text{営業余剰}}{\text{営業収入}}$$

(4) 暦年計数または年度計数への転換 運輸・通信業の推計は、原資料の制約から、暦年計数によるもの、年度計数によるものが混在している。暦年計数、年度計数の転換は、原則として四分の一移動方式によるが、下記の7業種については「輸送活動指数」(運輸省)から年度または暦年転換比率を求め、これを生産額および純生産に乘じて転換する。

① 国有鉄道業 ② 民・公営鉄道業 ③ 道路旅客輸送業 ④ 道路貨物輸送業 ⑤ 通運事業 ⑥ 水運業 ⑦ 航空運輸業

11. 金融・保険業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア. 範囲 日本標準産業分類の大分類「金融・保険業」の範囲とする。

イ. 分類 推計作業上、「金融・保険業」を次のように分類して推計する。

(ア) 金融業 ① 日本銀行、② その他の銀行、③ 金融公庫、④ 郵便貯金特別会計、⑤ 信用金庫等、⑥ 各事業協同組合の信用部門、⑦ 証券会社、⑧ 質屋等の庶民金融機関等

(イ) 生命保険業 ① 生命保険会社、② 簡易生命保険特別会計、③ 郵便年金特別会計

(ウ) 損害保険業 ① 損害保険会社、② 森林保険・輸出保険などの特別会計、③ 農業共済関係機関等

(2) 基本推計式 金融・保険業はまず基礎作業段階において、基本的には物的接近法(付加価値法)により、資料の制約上物的接近法によりがたいものについては一部人的接近法を併用して、純生産(市場価格表示)をまず推計する方法をとり、金融・保険業全体の総括作業段階においては調整項目(資本減耗引当、間接税および経常補助金)の制約上、それぞれ次式により推計する。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{サービス総額} \\ &= \text{掃蕩利子(受取利子-支払利子)} + \text{手数料} \\ &\text{または} = \text{正味保険料収入} - \text{正味支払保険金等} \\ &= \text{事業費} + \text{内部留保金} \\ \text{純生産(市場価格表示)} &= \text{生産額} - \text{営業経費} - \text{資本減耗引当} \\ &\text{または} = \text{営業余剰} + \text{人件費} + \text{純間接税} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{総生産(市場価格表示)} &= \text{純生産(市場価格表示)} + \text{資本減耗引当} \\ \text{純生産(要素費用表示)} &= \text{純生産(市場価格表示)} - \text{純間接税} \end{aligned}$$

(3) 推計方法

ア. 生産額の推計

(ア) 金融業 銀行などの金融仲介業は、掃蕩サービス(受取利子-支払利子)および手数料などの合計額を、証券業者は仲介手数料の総額を、質屋・貸金業などの庶民金融機関は掃蕩サービスをそれぞれ生産額とする。

(イ) 生命保険業 i. 生命保険会社 「保険年鑑」(生命保険協会・日本損害保険協会共編)の損益計算書から求めた事業費、税金、減価償却費の合計額を生産額とする。

ii 簡易生命保険特別会計、郵便年金特別会計

$$\text{生産額} = \frac{\text{簡易生命保険の} \text{人件費} + \text{郵便年金の} \text{人件費}}{\text{郵政事業の} \text{人件費総額}} \times \text{郵政事業の} \text{業務費}$$

(ウ) 損害保険業

損害保険会社は、「保険年鑑」から求めた事業費と剰余金の合計額を国の特別会計はそれぞれの決算書から求めた営業経費と利益金の合計額を農業共済は「農業共済財務主要統計」(農業共済基金)から求めた営業経費と利益金の合計額をそれぞれ生産額とする。

その他の損害保険関係機関についても、これと同様の方法にする。

ウ. 純生産(市場価格表示)の推計

(ア) 金融業

i 全国銀行(分類②)

全国銀行協会業務資料の物件費内訳から営業経費および減価償却費を求め次式により推計する。

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{生産額} - \text{営業経費} - \text{減価償却費}$$

ただし、上記資料を欠く昭和38年度以前の営業経費および減価償却費については、昭和39年度の計数をベンチ・マークとして、有価証券報告書(大蔵省)から算出した物件費指数(39年=100)の傾向で延長推計する。

なお、営業経費は、①消耗品費、②図書新聞費、③給水光熱費、④交通通信費、⑤交際接待費、⑥諸会費、⑦広告宣伝費、⑧福利厚生費、⑨旅費、⑩その他である。

ii その他の金融業(全国銀行を除く分類①~⑧)

各金融機関別に損益計算書から営業純益、人件費および租税公課等を求め、これらの合計額とする。損益計算書から該当項目を求められない機関(水産協同組合の信用事業)は、類似機関の生産額に対するこれらの項目の割合を用いて間接的に推計する。

また、貸金業などは業界からの聞きとりに基づいて間接的に推計する。

(イ) 生命保険業

i 生命保険会社

生産額に営業経費率を乗じて営業経費を求め、次式により推計する。

なお、営業経費率は業界の代表的企業5社の業務資料から物件費(営業経費)を求め、当該5社の生産額で除して求める。

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{生産額} - \text{営業経費} - \text{減価償却費}$$

営業経費 = 生産額 × 営業経費率

ii 簡易生命保険特別会計、郵便年金特別会計
「郵政省統計年報」(郵政省)から営業純益、人件費、租税公課等を求め、これらの合計額とする。

(ウ) 損害保険業

「保険年鑑」の損益計算書、大蔵省銀行局保険課資料から、人件費、営業純益、租税公課等を求め、これらの合計額とする。

(4) 暦年計数への転換

推計は年度を基準に行ない、その結果を暦年計数に転換する。その方法は「経済統計年報」(日本銀行)の「主要機関資力および投資一覽(1)預金等」の四半期額を用いて年度計数を四半期に分割して暦年計数に転換する。

12. 不動産業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア. 範囲

日本標準産業分類の大分類「不動産業」の範囲とする。ただし、不動産賃貸業(住宅を除く。)の総(純)生産はこの部門を使用している産業に計上されるので、ここには含まない。

イ. 分類

推計作業上、「不動産業」を住宅賃貸料と不動産仲介業に分類して推計する。

(ア) 住宅賃貸料

国民所得統計における取扱いから貸家業のほか持家の帰属賃貸料(いわゆる帰属家賃)を含む。

(イ) 不動産仲介業

日本標準産業分類の小分類、①建売業、②土地売買業、③不動産代理業、④仲介業、⑤その他の不動産業とする。

(2) 基本推計式

不動産業は資料の性質上、純生産(要素費用表示)をまず推計する方法をとる。

$$\text{純生産(要素費用表示)} = \text{生産額} \times \text{純所得率}$$

$$\text{純生産(市場価格表示)} = \text{純生産(要素費用表示)} + \text{純間接税}$$

$$\text{総生産(市場価格表示)} = \text{純生産(市場価格表示)} + \text{資本減耗引当}$$

(3) 推計方法

ア. 生産額の推計

(ア) 住宅賃貸料

生産額は個人消費支出の推計の際に算出された民営、公営の住宅賃貸料(総家賃)総額とする。

(イ) 不動産仲介業

i 法人企業

生産額は下記の資料(①~③)を用いて次のとおり推計する。

$$\text{生産額} = \frac{A \times B}{\gamma}$$

ただし、

$$A = 1 \text{ 法人当たり所得額 (資料①) } =$$

$$\frac{\text{利益会社所得総額} - \text{欠損会社損失額}}{\text{法人数}}$$

$$B = \text{不動産仲介業の法人事業所総数 (資料③)}$$

$$\gamma = \text{所得率 (資料②)} = \frac{\text{営業余剰}}{\text{売上高}}$$

$$A \times B = \text{所得総額}$$

資料: ① 「国税庁統計年報書」(国税庁)
 ② 「法人企業統計年報」(大蔵省)
 ③ 「事業所統計調査」(総理府統計局)

ii 個人企業

生産額は「国税庁統計年報書」から算出した1事業所当たり所得額に、「事業所統計調査」から得た事業所総数を乗じて所得総額を求め、これを所得率で除して推計する。

なお、所得率は「国税庁統計年報書」およびその他の諸資料を利用して算出する。

イ. 純生産(要素費用表示)の推計

(ア) 住宅賃貸料

生産額に純所得率を乗じて推計する。純所得率は「法人企業統計年報」(大蔵省)から算出した法人企業の所得率と「固定資産の価格等の概要調査」(自治省)から算出した個人企業の所得率を加重平均〔ウエイトは「昭和40年国富特別調査」(経済企画庁)による。〕して推計する。

(イ) 不動産仲介業

i 法人企業

上記ア(イ) i の生産額に資料②から求めた純所得率を乗じて推計する。

ii 個人企業

上記ア(イ) ii の生産額に「個人企業経済調査」(総理府統計局)から求めた純所得率を乗じて推計する。

(4) 暦年計数への転換

推計は年度計数を基準に行ない、その結果を暦年計数に転換する。

その方法は個人消費支出推計で用いた総家賃の四半期計数を利用して年度計数を四半期に分割し、暦年計数に転換する。

13 サービス業の推計方法

(1) 範囲と分類

ア. 範囲

日本標準産業分類の大分類「サービス業」の範囲とする。なお、食糧管理特別会計は卸売・小売業に含まれる。

イ. 分類

推計作業上、「サービス業」を次のように分類して推計する。

(ア) 公共サービス部門

i 医療・保健

ii 教育

①学校教育法による学校教育(国立、公立、私立の小・中・高校・短大・大学、盲ろう・養護学校、幼稚園、各種学校、研究所、教員養成所など) ②社会教育およびその他教育

iii 宗教

iv 非営利団体

(イ) その他のサービス部門

i 旅館、貸間、下宿業、対個人・対事業所サービス業、修理業、ガレージ業

ii 映画業

iii 娯楽業(映画館を除く。)

(i) 演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、展覧会、博覧会、遊園地

(ii) 競輪、競馬、自動車、モーターボートの競技場

(iii) 競輪、競馬、自動車、モーターボートの競技団

(iv) 置屋、待合、貸席業、ダンスホール、その他の娯楽業

iv 家事サービス業、法務、他に分類されない専門サービス業、その他のサービス業

(2) 基本推計式

$$\text{生産額} = \text{事業収益の合計額}$$

総生産(市場価格表示)=生産額-営業経費

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

(ア) 公共サービス部門

i 医療・保健

生産額は、厚生省統計調査部調べの総医療費とする。

ii 教育

①学校教育法による学校教育の生産額は、「職員給等」の所得と物的経費等(消費的支出-職員給等)との合計額とする。

②社会教育およびその他教育の生産額は、純生産を人件費比率で除して求める。

なお、純生産は「事業所統計調査」(総理府統計局)による民営、国・公営分の従業員数に、民営分は非営利団体の、また国・公営分は国家公務員の各平均給与を乗じて求める。

iii 宗教

生産額は「I-0表」の宗教の生産額をベンチ・マークとし、下記により求めた宗教団体経常収入指数を用いて推計する。宗教団体経常収入指数は「宗教年鑑」(文部省)から、信徒数指数を算出し、この指数に「日本キリスト教年鑑」(文部省)のキリスト教信徒1人当たり経常収入指数を乗じて求める。

iv 非営利団体

(i) 労働団体

生産額は「I-0表」の労働団体の生産額をベンチ・マークとし、「労働組合基本調査」(労働省)から年間組合費総額を求め、これにより算出した組合費指数を用いて推計する。

(ii) 労働団体を除く他の団体

「事業所統計調査」による従業者数に、事業所統計調査の1人当たり給与額をベンチ・マークとした「賃金指数」(労働省)を用いて求めた年間平均給与額を乗じて人件費総額を算出する。この値を、「民間非営利団体等消費・投資調査」(経済企画庁)による非営利団体(宗教を除く。)の人件費比率で除して生産額とする。

(イ) その他のサービス部門

i 旅館、貸間、下宿業、対個人・対事業所サービス業、修理業、ガレージ業

生産額は、「事業所統計調査」による1年間

の事業収入額(兼業による収入を含む。)とし、該当年次以外の年次は等差法により補間推計する。

なお、他に分類されない対事業所サービス部門は、「総合農協統計」(農林省)、「事業所統計調査」、「民間非営利団体等消費・投資調査」などを用いて推計する。

ii 映画業

生産額は、日本映画製作者連盟調べによる各年の興行収入(税抜き)と配給収入額に、「国税庁統計年報書」による映画入場税を加えた額とする。

iii 娯楽業(映画館を除く)

(i) 演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物、展覧会、遊園地

生産額は、「国税庁統計年報書」(国税庁)による課税分(入場税を含む)、非課税分および免税分の入場料総額とする。

(ii) 競輪、競馬、自動車、モーターボート等の競技場

生産額は、「事業所統計調査」による1か年間の事業収入額とし、当該調査年次以外の年次は等差法により補間して推計する。

(iii) 競輪、競馬、自動車、モーターボート等の競技団

生産額は、各競技団の監督官庁(通商産業省重工業局車両課、農林省畜産局競馬監督課、運輸省船舶局監理課)の業務資料から次式により求める。

生産額=[(売得金-払戻金)+入場料+雑収入]

(iv) 置屋、待合、貸席業、ダンスホール、その他の娯楽業

生産額は、自治省税務局府県税課における料理飲食等消費税および娯楽施設利用税等の資料を用いて推計する。

iv 家事サービス業、法務、他に分類されない専門的サービス業、その他のサービス業

a まず純生産を求め、次いで生産額を推計する方法をとる。

なお、純生産は年間給与総額とし、次式による。

純生産=従業者数×年間平均給与額
生産額=純生産÷人件費比率*

(注) *人件費比率=人件費/売上高

b 従業者数は、家事サービス業の場合は、「国勢調査」(総理府統計局)による住込み、通勤別の産業別就業者数を用い、他の業種は「事業所統計調査」を用いて推計する。

c 年間平均給与額は、家事サービス業の場合、労働省の「毎月勤労統計調査：特別調査」(労災特別調査)によるサービス業の常用労働者数が4人以下規模事業所における住込み、通勤別の平均給与額を用いる。

他の業種は「事業所統計調査」による現物給与を含んだ平均給与を用いる。

d 人件費比率は、経営規模等を考慮のうえ、「個人企業経済調査」(総理府統計局)によるサービス業の人件費比率を用いる。

イ 総生産の推計

(ア) 公共サービス部門

総生産=生産額-(生産額×経費率)

なお、医療・保健、教育、宗教の経費率は、原則として「I-0表」の比率をベンチ・マークとし、「個人企業経済調査」のサービス業の経費率の傾向で延長する。

また、非営利団体の経費率は、「民間非営利団体等消費・投資調査」(経済企画庁)から求める。

(イ) その他のサービス部門

i 旅館、貸間、下宿業、対個人・対事業所サービス業、修理業、ガレージ業

総生産=生産額-(生産額×営業経費率)
営業経費率は「I-0表」の値をベンチ・マークとして延長推計する。

ii 映画業

iii 娯楽業(映画館を除く。)

上記(i)に同じである。

iv 家事サービス業、法務、他に分類されない専門サービス業およびその他のサービス業

総生産=純生産+(生産額×減価償却率)
減価償却率は「法人企業統計」によるサービス業の率を用いる。

14 公務の推計方法

(1) 範囲

日本標準産業分類の大分類「公務」の範囲とする。

(2) 基本推計式

純生産(要素費用表示)=公務員(一般職および特別職)の給料+賃金+歳費等=純生産=総生産

(注) 公務には控除する物的経費等がないものと仮定しているため、純生産と総生産は一致する。

(3) 推計方法

「国民所得分配勘定」の計数を産業別に組み替えた「要素費用表示の産業別国民純生産」(主要系列表1)の「公務」の計数をそのまま純生産とする。

第5 資本減耗引当、一般政府勘定関係項目、海外勘定関係項目および統計上の不突合

1 資本減耗引当(1.2, 5.4)

資本減耗引当は、一般政府所有以外のすべての総固定資本の正常な摩損および損傷(減価償却費)と不應の損失(資本偶発損)からなっている。

(1) 減価償却費

減価償却費は、住宅および企業に大別して、次式により、推計する。

ア 住宅

(ア) 家計……(次の連立方程式を解いて求める。)

D_n = 1/2 (r · K_{n-1} + K_n) × d_n
K_n = r_n · K_{n-1} + I_n - R_n - D_n
D_t = D_n × (I_t / Σ I_t)

ただし、

D_n = n年度中の家計減価償却実施額の推計値
K_n = n年度末の家計住宅資産残高(昭和45年国富調査基準)

d_n = 定率法によるn年度減価償却率[「固定資産耐用年数表」(大蔵省)から算出]

r_n = n年度の資産価格騰落率[「卸売物価指数」(日本銀行)から算出]

I_n = n年度中の家計住宅投資額(第2, 3, (4), ア, (ア) 555ページ) [家計の一般住宅の推計結果]

R_n = n年度中の家計住宅除去減失額[「建築除去減失統計」(建設省)から算出]

(イ) 法人住宅……(次の連立方程式を解いて求める。)

D_n = 1/2 (r · K_{n-1} + K_n) × d_n
K_n = r_n · K_{n-1} + I_n - D_n
D_t = D_n × (I_t / Σ I_t)

(ウ) 対家計サービス民間非営利団体……(四半期は分割方式)

対企業サービスのものを含む民間非営利団体の住宅分について、(イ)の法人住宅と同じ方法で推計し、民間非営利団体の総固定資本形成に占める対家計サービス分の構成比を乗じて求める。

(エ) 政府住宅

日本住宅公団の損益計算書、東京都住宅供給会社の損益計算書等から求める。
四半期計数は年度額を4等分する。

イ 企業

(ア) 法人企業……(四半期ごとに推計する。)

総固定資本形成の推計〔(第2, 3, (4), i, (ア), 557ページ)〕と同様に i 一般法人(資本金200万円未満を含む) ii 金融保険法人 iii 対企業サービス民間非営利団体 iv 法人住宅 v 新設法人 vi サンプル補整分ごとに推計し加算する。

i 一般法人(資本金200万円未満階層の一般法人を含む。ただし、48年度以降は「法人企業統計季報」の調査対象が1000万円以上になったことにもない、資本金200万円以上を1000万円以上に読みかえる。)

産業(中分類)別に、

$$D_n = \sum_{i=1}^4 \left\{ \left(\sum_{t=1}^4 SD_t \right) \times \frac{SF_t + SF_{t-1}}{\sum_{t=1}^4 (SF_t + SF_{t-1})} \right\} \times \frac{AD_n}{GD_n}$$

ただし、

D_n = n年度中の全規模一般法人の減価償却額

SF_t = 第t四半期末「法人企業統計季報」の有形固定資産残高

SD_t = 第t四半期の「法人企業統計季報」の全規模、全産業の減価償却費

AD_n = n年度の「法人企業統計年報」の資本金全規模の減価償却費

GD_n = n年度の「法人企業統計年報」の資本金200万円以上の減価償却費

なお、推計式に

$$\frac{SF_t + SF_{t-1}}{\sum_{t=1}^4 (SF_t + SF_{t-1})}$$

「季報」の各期の減価償却費が、仮決算の都合上、実態とかけ離れる場合が多いので、それを直接採用せず年度間の減価償却費を各期の有形固定資本残高で配分するためである。

ii, iii 金融保険法人および対企業サービス民間非営利団体

金融保険法人については、(イ)法人住宅減価償却費と同様の方法で推計する。対企業サービス民間非営利団体、(ウ)の対家計サービスと同様の方法で推計する。

iv 法人住宅

ア、(イ)を参照。

v, vi 新設法人およびサンプル補整分

これについては、総固定資本形成の補整分推計値と対応させるため、次式により推計する。

$$ASD_n = \sum_{i=1}^4 \left(D_t \times \frac{SI_t}{I_t} \right) \times \frac{GAD_t}{GD_t}$$

ただし、

ASD_n = n年度中のA産業の新設法人分またはサンプル補整分の減価償却費の推計値

D_t = 第t四半期の「季報」の減価償却費

I_t = 第t四半期の「季報」の固定資産新設額

SI_t = 第t四半期の法人企業の新設法人分又はサンプル補整分の総固定資本形成

GD_t = 第t四半期の新設法人、サンプル補整分以外の法人企業全産業の減価償却費

GAD_t = 第t四半期の新設法人、サンプル補整分以外の法人企業、A産業の減価償却費(ただし、 GD_t 、 GAD_t についてはサンプル補整の場合は、金融保険業および対企業サービス民間非営利団体を、新設法人分には対企業サービス民間非営利団体を含まないものである。)

(イ) 個人企業

i 非農業(各産業別)

アの(イ)の法人住宅とはほぼ同じ方法で推計する。

$$D_t = D_n \times \frac{E_t}{E_n}$$

ただし、

D_n = n年度の減価償却額

K_n = n年度末の有形固定資産残高

I_n = n年度中の総固定資本形成

d_n = 定率法による各産業別償却率(昭和45年国富調査の有形固定資産の資産種類構成比により推計する。)

E_n = n年度中の個人業主所得

E_t = 第t四半期の個人業主所得

ii 農業

農家の農用建物、農機具、農用自動車、大動植物の減価償却額であり農家経済調査から次式により推計する(四半期ごと推計)

$$D_n = \sum_{i=1}^4 N_t \times \left(D_{An} \times \frac{D_{At}}{\sum_{i=1}^4 D_{At}} \right)$$

ただし、

D_n = n年度中の農業減価償却費の推計値

N_t = 第t四半期の農家戸数

D_{An} = 「農家経済調査」の農家1戸当たり平均減価償却費(昭和36年度以前については付加減価償却費も含まれているのでこれを控除したもの)

D_{At} = 「農林水産月報」の第t四半期の農家1戸当たり平均減価償却費

(ウ) 政府企業

i 中央政府企業はそれぞれ損益計算書から求める。四半期計数は年度額を4等分する。

ii 地方公営事業会計は、地方公営企業年鑑から求める。四半期計数は年度額を4等分する。

(2) 資本偶発損

資本偶発損は、火災、風水害や事故によって発生する有形固定資産の損失分であるが、資料上の制約のため、実際には損害保険、森林火災保険がかけられているものだけを推計対象とする。

ア 損害保険

日本損害保険協会調べの正味支払保険と責任準備金および支払準備金の増加額である。

イ 森林火災保険

森林火災保険特別会計の保険金支払済額である。

2 一般政府勘定関係項目

(1) 範囲と分類

国民所得勘定における政府部門は一般政府および政府企業に分類されるが、その範囲と分類はつぎのとおりである。

ア 一般政府

(ア) 中央

i 一般会計

ii 非企業特別会計(注)

特別会計のうち次のイ、(ア)、iに掲げるもの以外のものをいう。

(イ) 地方

i 一般会計

ii 非企業特別会計(注)

(i) 公営企業会計のうち病院事業、公共下水道事業

(ii) 事業会計のうち国民健康保険事業会計、公益質屋事業会計、農業共済事業会計

(注) 国の特別会計および地方公共団体の公営事業会計のうち、企業性を有しないもので一般政府に分類されるものを、国民所得統計上、とくに非企業特別会計と称する。

イ 政府企業

(ア) 中央

i 特別会計

特別会計のうち、業務の性格および機能からみて企業のものは政府企業に含める。その分類基準は、①独立採算制が規定されていること。②財務諸表が作成されていることである。

ただし、特別会計の目的および態様が社会的なものは一般政府に含める。

政府企業に含めるものは次に掲げる各特別会計である。

- ①造幣局特別会計 ②印刷局特別会計 ③資金運用部特別会計 ④貴金属特別会計 ⑤食糧管理特別会計 ⑥森林保険特別会計 ⑦国有林野事業特別会計のうち国有林野事業勘定
- ⑧中小漁業融資保証保険特別会計 ⑨アルコール専売事業特別会計 ⑩輸出保険特別会計 ⑪郵政事業特別会計 ⑫郵便貯金特別会計 ⑬簡易生命保険および郵便年金特別会計 ⑭永価安定特別会計(昭和43年度末をもって廃止)

ii 政府関係機関

予算について国会の議決を経ることとされている次の機関である。

日本専売公社等3公社、国民金融公庫等10公庫、日本開発銀行および日本輸出銀行の計14機関

iii その他政府企業

主として政府が全額出資しており、かつ政府の強度の監督下(①役員の内命を主務大臣

が行なうこと ②予算、事業計画書、業務報告書および財務諸表について主務大臣の承認を受ける必要のあること ③会計検査院の定期的検査の対象とされていること。におかれているものが含まれる。ただし、制度的な分類をも加味して、これらの基準に必ずしも合致しないものであっても、その業務内容が国家目的からみて、特に政府部門に含めることが適当と認められるものについては政府企業として扱う。現在、ここに含まれているものは、日本住宅公団等の公団のほか日本原子力研究所、帝都高速交通営団、電源開発株式会社等の3特殊法人である。

(イ) 地方

公営事業会計に属するものうち次に掲げるものおよび地方住宅供給公社をいう。

i 公営企業会計のうち病院事業および公共下水道事業以外のもの

水道事業（簡易水道事業を含む。）、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業およびその他の事業

ii 収益事業会計

競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走および宝くじ事業

(2) 経常補助金（1.4, 4.2）

ア 中央

一般会計および特別会計の決算書から該当項目を集計する。四半期計数は、各四半期の支出額による。

イ 地方

(ア) 中央政府の経常補助金に伴う地方政府の負担分を「補助金便覧」（大蔵省）から計算する。

四半期計数は、食糧管理特別会計に対する経常補助金および米生産調整奨励補助金を除いた中央分の四半期パターンで年度額をあん分する。

(イ) 普通会計から政府企業とされる公営企業会計に対する繰入金については、「地方公営企業年鑑」（自治省）から繰入金および繰出金の状況の表における「他会計からの繰入金」の部の収益的収入の計数から求め、これを四半期に等分する。

(3) 政府から個人への移転（3.12, 4.3）

ア 政府管掌の社会保険

厚生保険、失業保険、国民年金など国の保険特

別会計にかかるものについては、それぞれ給付額を「決算書」から求める。四半期計数は、各四半期の支出額による。

イ 共済組合等

共済組合および健康保険組合（地方公務員および公庫・公団等の職員で組織するものに限る。）にかかるものについては、それぞれの業務年報などから年度または四半期の給付額を計算する。

ウ 生活保護費等

恩給、生活保護費、国民健康保険、その他上記アおよびイにかかげるもの以外のものについては「決算書」および「地方財政統計年報」などから、国および地方公共団体の支出額を求める。四半期計数は、中央分については各四半期の支出額により、地方分については等分による。

(4) 個人税および税外負担（3.2, 4.6）

ア 個人税

国税でここに含まれるものは、申告所得税、源泉所得税のうちの個人負担分および相続税である。利子・配当にかかる源泉所得税のうち個人負担分は、「経済統計年報」（日本銀行）などから、利子については預金残高、配当については株式所有状況などを考慮して推計する。

地方税では、道府県民税および市町村民税のうちの個人分および自動車税のうち個人負担分などが含まれる。

基礎資料および四半期計数については、第1, 5, (1)（法人税）と同様である。

イ 税外負担

懲罰没収金、弁償違約金、などのうち個人が負担するもので、基礎資料は第1, 5, (1)（法人税）と同様であり、四半期計数は年度額を等分する。

(5) 間接税（1.3, 4.8）

税法上損金経理が認められている間接税のほか、財政収入を目的とするもので政府の事業所得等に分類されない税外収入もここに含まれる。

ア 間接税

国税では、個人税または法人税に分類されないその他の税で、地方公共団体に對して課与するための税もここに含まれる。国税の税目としては、酒税、揮発油税、物品税、関税、印紙収入などがおもなものである。

地方税では、事業税、固定資産税、たばこ消費税、都市計画税などが含まれる。

基礎資料および四半期計数については第1, 5, (1)（法人税）の場合と同様である。

イ 税外収入

中央分は、日本専売公社納付金、アルコール専売特別会計納付金のほか、免許・手数料などのうち企業が負担する分および日本中央競馬会納付金もここに含まれる。

地方分は、公共下水道などの使用料および手数料のうち企業が負担する分のほか、収益事業会計から普通会計への繰入金も含まれる。

いずれも「決算書」、「地方財政統計年報」（自治省）などから計算する。四半期額は年度額を等分する。

(6) 社会保険に対する負担（3.3, 4.9）

ア 政府管掌の社会保険

厚生保険、国民年金など国の保険特別会計にかかるものは、それぞれの決算書から保険料収入、印紙売りさばき収入などを集計する。雇い主および雇い主の負担の割合はそれぞれの負担割合で分割する。四半期計数は各四半期の収入額による。

イ 共済組合等

共済組合および健康保険組合（地方公務員および公庫・公団等の職員で組織するものに限る。）にかかるものについては、それぞれの組合の業務年報などから、年度または四半期の負担金および掛金の額を計算する。四半期計数は各四半期の収入額による。

ウ 恩給

恩給は、恩給法納金（昭和39年度まで）および国会議員互助年金法納金であり、「決算書」から計算する。四半期計数は収入額による。

エ 国民健康保険

国民健康保険については、「地方財政統計年報」中の「国民健康保険事業歳入歳出決算」の表から、事業勘定にかかる保険料収入を求める。四半期計数は年度額を等分する。

(7) 個人から政府へのその他の移転（3.4, 4.10）

ア 中央

国の一般会計および特別会計にかかる免許・手数料収入のうち個人負担分および授業料・入学検定料、病院・療養所収入などである。いずれも「決算書」から計算し、収入状況に応じて四半期に計上する。

イ 地方

地方公共団体が徴収する公共下水道などの使用

料および手数料収入のうち個人負担分ならびに公立の学校・病院などにかかる授業料・診療収入などである。

「地方財政統計年報」および「地方公営企業年鑑」から計算し、四半期計数は年度計数を等分する。

3 海外勘定関係項目

「国際収支表」（大蔵省、日本銀行）を用い、国民所得勘定の概念、範囲に基づく項目に組み替えて求める。

下記の表番号および表名は国際収支表（IMF報告）の細目表のものであり円換算は46年9月以降実勢レートの実術平均による。

(1) 輸出と海外からの所得（1.10, 6.1）

輸出と海外からの所得＝財貨と非要素サービスの輸出＋海外からの要素所得受取

ア 財貨と非要素サービスの輸出＝商品＋貨物運賃・保険＋その他の運輸＋その他の非要素サービス＋非居住者（外国人）の国内消費支出

(ア) 商品＝第1表商品取引＋第2表非貨幣用金

(イ) 貨物運賃・保険＝第3表貨物運賃および保険

(ウ) その他の運輸＝第4表その他の運輸

(エ) その他の非要素サービス＝第7表政府取引－（1.1現地要員に対する賃金支払＋1.3隊員個人支出＋2.3外交官個人支出）＋第8表その他サービス－（2.9フィルム賃賃料＋2.10著作権および特許権使用料＋2.11不動産賃賃料＋備考項目：要素所得〔2.1個人所得の一部〕）

(オ) 非居住者の国内消費支出＝第5表旅行＋第7表政府取引〔1.3隊員個人支出＋2.3外交官個人支出〕

イ 海外からの要素所得受取＝投資所得＋その他の要素所得

(ア) 投資所得＝第6表、投資収益

(イ) その他の要素所得＝第7表政府取引〔1.1現地要員に対する賃金支払い〕＋第8表、その他サービス〔2.9フィルム賃賃料＋2.10著作権および特許権使用料＋2.11不動産賃賃料＋備考項目：要素所得〔2.1個人所得の一部としての労働者の賃金所得〕〕

(2) 輸入と海外への所得（1.11, 6.4）

輸入と海外への所得＝財貨と非要素サービスの輸入＋海外への要素所得支払

ア 財貨と非要素サービスの輸入＝商品＋貨物運賃・保険＋その他の運輸＋その他の非要素サービス＋居住者（日本人）の海外消費支出

(ア) 商品＝第1表商品取引＋第2表非貨幣用金

(イ) 貨物運賃・保険＝第3表貨物運賃および保険

- (ウ) その他の運輸＝第4表その他の運輸
- (エ) その他の非要素サービス＝第7表政府取引－
 (1.1現地要員に対する賃金支払い＋1.3隊員個人支出＋2.3外交官個人支出)＋第8表その他のサービス－(2.9フィルム賃賃料＋2.10著作権および特許権使用料＋2.11不動産賃賃料＋備考項目：要素所得(2.1個人所得の一部))
- (カ) 居住者の海外消費支出＝第5表旅行＋第7表政府取引(1.3隊員個人支出＋2.3外交官個人支出)
- イ 海外への要素所得支払＝投資所得＋その他の要素所得
- (ア) 投資所得＝第6表投資収益
- (イ) その他の要素所得＝第7表政府取引(1.1現地要員に対する賃金支払い)＋第8表、その他サービス(2.9フィルム賃賃料＋2.10著作権および特許権使用料＋2.11不動産賃賃料＋備考項目：要素所得(2.1個人所得の一部としての労務者の賃金所得))
- (注) 1. 昭和34年以前の「国際収支表」では、備考項目については第9表その他サービス1.1(「個人役務」における労務者の賃金収入)を計上。
2. 昭和42年以降の国際収支表では、第8表その他サービスの2.10著作権および特許権使用料内の著作権と2.11不動産賃賃料は2.12その他の項目に一括含められたので要素所得には計上しない。
- (3) 海外から個人への移転(3.13, 6.2)
 第9表民間移転収支の受取
 わが国の民間部門が外国政府から受け取った奨学金、研究補助金および伝導・教育、その他慈善事業に関する寄付等、個人間のあらゆる無償取引を含む。
- (4) 海外から政府への移転(4.11, 6.3)
 第10表 政府移転収支の受取
 政府間の援助見舞金、政府が外国人から受け取った所得税等、また政府が没収した密輸入貨物、収容留置の貨物等も含む。
- (5) 個人から海外への移転(3.5, 6.5)
 第9表民間移転収支の支払
 外国政府に支払った租税(アラビア石油がクウェートならびにサウジアラビア政府に支払った、ロイヤルティ等を含む。)および個人間のすべての無償取引を含む。
- (6) 政府から海外への移転(4.4, 6.6)
 第10表政府移転収支の支払

賠償、国際機関行政費分担金、政府が外国民間部門に支払った非契約年金、奨学金等の支払いを含む。

4 統計上の不突合(1.5, 5.8)
 理論的には、(総資本形成＝総貯蓄)、[国民総支出＝国民総生産]であるが、国民所得統計が加工統計であるため、推計結果には若干の計数上の不一致が生ずるのはまぬかれない。この推計上の差額を示すものが「統計上の不突合」であって、次の算式によって算出される額が計上されている。

統計上の不突合(1.5, 5.8)

$$=(1.6+1.7+1.8+1.9+1.10-1.11)-(1.1+1.2+1.3-1.4)$$

$$=(5.1+5.2+5.3)-(5.4+5.5+5.6+5.7)$$

第6 デフレクター

1 個人消費支出

(1) 家計消費支出

ア 飲食費

- (ア) 農家「農家経済調査」(農林省)等から農家の穀類、豆・いも・野菜・乾物・加工食品、魚介・肉乳卵、調味料、嗜好品、たばこに対する消費支出の四半期別の金額ウエイトを求め、これを、年度について、国民所得ベースの農家の飲食費の金額ウエイトに調整し、調整されたそれぞれの四半期別のウエイトをもって別途「農村物価指数」(農林省)をもとにして作成したそれぞれの四半期別の物価指数等を合成して四半期別の農家の飲食費デフレクターを作成する。
- (イ) 非農家「家計調査」(総理府統計局)等から非農家の主食、生鮮魚介、塩干、魚介、肉類、卵、野菜、乾物、加工食品、調味料、菓子、物、酒類、飲料、たばこに対する消費支出の四半期別の金額ウエイトを求め、これを年度について、国民所得ベースの非農家の飲食費の金額ウエイトに調整し、調整されたそれぞれの四半期別のウエイトをもって「消費者物価指数」(総理府統計局)等から得られるそれぞれの物価指数を合成して四半期別の非農家の飲食費デフレクターを作成する。

イ 被服費

- (ア) 農家 デフレクターとして、「農村物価指数：被服」を用いる。
- (イ) 非農家「家計調査」から得られる「衣料」と「身の回り品」に対する四半期別の支出金額ウエイトをもとに「消費者物価指数」の「衣料」と「身の回り品」を合成して作成する。

と「身の回り品」を合成して作成する。

ウ 光熱費

- (ア) 農家「農村物価指数」の「光熱」を用いる。
- (イ) 非農家「消費者物価指数」の「光熱」を用いる。
- エ 住居費
- (ア) 農家
- i 地代家賃 「消費者物価指数：小都市Bと町村の総合「地代家賃」を用いる。
- ii 設備修繕 同じく「小都市Bの設備修繕」を用いる。
- iii 家具じゅう器 同じく「小都市Bの家具じゅう器」を用いる。
- (イ) 非農家
- i 地代家賃 消費者物価指数「地代家賃」を用いる。
- ii 設備修繕 同じく「設備修繕」を用いる。
- iii 家具じゅう器 同じく「家具じゅう器」を用いる。
- iv 水道料 同じく「水道料」を用いる。

オ 雑費

- (ア) 農家 家計調査法による分と医療現物給付、金融機関等の帰属サービス、その他の現物給付に分かれる。
- i 家計調査法による分「家計調査」から保健衛生、交通通信、教育、教養娯楽に対する消費支出の四半期別の金額ウエイトを求め、これを、年度について国民所得ベースの農家の雑費(家計調査分)の金額ウエイトに調整し、調整されたそれぞれの四半期別のウエイトをもってそれぞれに見合いの農村物価指数を合成して農家の雑費(家計調査分)デフレクターを作成する。
- ii 医療現物給付 消費者物価指数「小都市B」の「保健医療」を用いる。
- iii 金融機関等の帰属サービス 農村消費者物価指数の「総合」を用いる。
- iv その他の現物給付 農村物価指数の「教育」を用いる。
- (イ) 非農家 家計調査法による分と医療現物給付、金融機関等の帰属サービス、その他の現物給付に分かれる。
- i 家計調査法による分「家計調査」から非農家の保健衛生、交通通信、教育、文房具、教養娯楽に対する消費支出の四半期別の金額ウ

- エイトを求め、これを、年度について、国民所得ベースの非農家の雑費(家計調査分)の金額ウエイトに調整し、調整されたそれぞれの四半期別のウエイトをもってそれぞれに対応する「消費者物価指数」を合成して非農家の雑費(家計調査分)デフレクターを作成する。
- ii 医療現物給付「消費者物価指数」の「保健医療」を用いる。
- iii 金融機関等の帰属サービス「消費者物価指数」の「総合」を用いる。
- iv その他の現物給付「消費者物価指数」の「教育」を用いる。
- (2) 民間非営利団体の消費支出「消費者物価指数」の「総合」を用いる。
- (3) 海外における居住者の消費支出など 海外における居住者の主要地域別消費支出金額をウエイトに、主要地域における消費者物価指数「総合」を合成してデフレクターを作成する。

2 政府の財貨サービス経常購入

- (1) 人件費「国家公務員給与等実態調査」(人事院)から学歴別(中学卒、高校卒、短大卒、大学卒)、経験年数別(1年未満、1年以上2年未満、2年～3年、3年～5年、5年～7年、7年～10年、10年～15年、15年～20年、20年～25年、25年～30年、30年以上)の1人当たり給与額と人員数とを求め、次式により年度の人件費デフレクターを作成する。

$$D_t = \frac{\sum P_t \cdot X_t \cdot N_t}{\sum P_0 \cdot X_0 \cdot N_0}$$

ただし、

D_t ……t年度の人件費デフレクター

P_0 ……基準年の学歴別・経験年数別1人当たり給与額

P_t ……t年度の学歴別・経験年数別1人当たり給与額

N_t ……t年度の学歴別・経験年数別人員数

四半期デフレクターは、名目人件費の項で述べた給与指数および人員指数を考慮して作成する。

- (2) その他(物件費等)「I-0表」から医薬品、航空機、旅費、印刷費等政府の購入する主要な財貨サービスの金額ウエイトを求め、それぞれのウエイトをもとに、それぞれに対応する「卸売物価指数」、「消費者物価指数」および「料金指数」(日本銀行)を合成して四半期別にその他(物件費等)デフレクターを作成する。

3 国内総資本形成

- (1) 国内総固定資本形成

ア 民間

(ア) 住宅「I-O表」をもとに作成した木造住宅デフレーターと非木造住宅デフレーターを、「建築着工統計」(建設省)の主体別、構造別着工額を適宜よくベースに変換した木造住宅と非木造住宅の四半期別ウエイトをもとにそれぞれ合成し、民間住宅デフレーターを作成する。

i 木造住宅デフレーター「I-O表」から木造住宅建築のために必要な製材、砂利、石材から加工品、セメント等の主要資材の投入額と労務費の金額ウエイトを求め、対応する「卸売物価指数」と「賃金指数」(「毎月勤労統計調査」(労働省)から得られる「規模30人以上の建設業の生産労働者にきまって支給される額」を基準年をもとに指数化したもの)を合成して木造住宅デフレーターを作成する。

ii 非木造住宅デフレーター「I-O表」から非木造住宅建築のために必要な製材、砂利、石材、セメント、セメント製品等の主要資材の投入額と労務費の金額ウエイトを求め、対応する「卸売物価指数」と「賃金指数」を合成して非木造住宅デフレーターを作成する。

iii 木造住宅と非木造住宅の主体別のウエイトは、「I-O表」を補間・補外して求める。

(イ) 企業設備 機械等と住宅以外の建設に分かれる。

i 機械等「I-O表」をもとに、機械等の投入要素を工作機械、化学機械、民生用電気機器、自動車等の26項目に分け、それぞれの投入ウエイトをもとに対応する「卸売物価指数」を合成して機械等デフレーターを作成する。

ii 住宅以外の建設「I-O表」をもとに住宅以外の建設の投入要素を砂利、石材、セメント、普通鋼鋼材等25項目の資材費と労務費に分け、それぞれの投入ウエイトをもとに対応する「卸売物価指数」および「賃金指数」を合成して住宅以外の建設デフレーターを作成する。

イ 政府

(ア) 住宅「I-O表」をもとに作成した木造住宅デフレーターと非木造住宅デフレーターを、「建築着工統計」の主体別構造別着工額を適宜よくベースに変換した木造住宅と非木造住宅の四半期別ウエイトをもとに合成して住宅デフレーターを作成する。

(イ) その他 機械等と住宅以外の建設に分かれる。

i 機械等「I-O表」をもとに、機械等の投入要素を電気通信機械および関連機器、鉄道車両、自動車等の20項目に分け、それぞれの投入ウエイトをもとに見合いの「卸売物価指数」を合成して、機械等デフレーターを作成する。

ii 住宅以外の建設「I-O表」をもとに住宅以外の建設の投入要素を、砂利、石材、製材、セメント、セメント製品、鉄構物等23項目の資材と労務費に分け、それぞれの投入ウエイトをもとに、見合いの「卸売物価指数」および「賃金指数」を合成して住宅以外の建設デフレーターを作成する。

(2) 在庫品増加

在庫品は次期以降の生産または流通過程に直接投入されて経済循環の源泉になる実物資産ストックであり、しかも企業がその経済活動を律するときに考慮するのは在庫残高の水準であるから、在庫品にかかわる物価変動は、在庫の残高に関する変動としてとらえられるべきである。このため、在庫のデフレーターは他の項目と異なり残高デフレーターとなる。

ア 民間企業

(ア) 法人企業および個人企業ごとの産業別(法人製造業だけは産業別および在庫種類別)の在庫残高に対応する推定評価価格指数を「卸売物価指数」(日本銀行)から作成する。

(イ) 期末の在庫残高が各企業におけるたな卸資産の評価方法および回転率に左右されているので、次の表の左側の欄の「評価方法および回転率」に対応する右側の欄の推定評価価格指数を用いてデフレーターを作成する。

評価方法	在庫回転率	推定評価価格指数
売価還元法 最終仕入れ原価法 時価法	回転率を問わない	当期末月の価格指数
先入れ先出し法	9以上	当期中平均価格指数
	4から8まで	
移動平均法	3以下	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
低価法	回転率を問わない	当期中平均価格指数
単純平均法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の1:2の加重平均値
総平均法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の2:1の加重平均値
個別法	回転率を問わない	前期および当期の期中平均価格指数の平均値
後入れ先出し法	回転率を問わない	基準期の価格指数(100)

なお、産業別のたな卸資産の証明方法別ウエイトは「法人企業投資実績調査」(経済企画庁)、回転率は「法人企業統計年報」(大蔵省)からそれぞれ求める。

(ウ) (ア)および(イ)にかかわらず、個人農業については、下記の指数を用いる。

- i 米および麦
「生産者売渡価格」(農林省)から算出する。
- ii その他の農産物
「農村物価指数」(農林省)の農業生産物
- iii 農業資材
「農村物価指数」(農林省)の農業用品

イ 政府企業

各事業ごとに各四半期末の実質在庫残高を求め、名目在庫残高合計額を実質在庫残高の合計額で除して求める。各事業の実質在庫残高は次のように求める。

(ア) 食糧管理特別会計、国有林野事業特別会計および日本専売公社

i 算出の順序
種類ごとに、iiによって求める昭和45暦年価格をiiiによって求める期末の物量残高に乗じて実質在庫残高を求める。

ii 昭和45暦年価格
(i) 日本専売公社の在庫品のうち葉たばこおよび製造たばこ仕掛品
次式で算出した額

$$\text{昭和45暦年価格} = \frac{1}{4} \times \text{昭和44年度末価格} + \frac{3}{4} \times \text{昭和45年度末価格}$$

(ii) その他
次式で算出した額
昭和45暦年価格 = $\frac{1}{2} \times \text{昭和44年度末価格} + \frac{1}{2} \times \text{昭和45年度末価格}$

(年度末価格は財産目録による。)

iii 期末の物量残高

(i) 食糧管理特別会計の在庫品
年度末、四半期末とも「食糧管理統計年報」、「食糧庁業務月報」(いずれも食糧庁)等から求める。

(ii) その他
年度末の財産目録によって求める。各四

半期末は直線補間によって求める。

(イ) 日本国有鉄道および日本電信電話公社 民間企業と同じである。

(ウ) その他
名目在庫残高を実質在庫残高とする。

4 經常海外余剰

(1) 輸出と海外からの所得

ア 商品

「輸出物価指数」(日本銀行)の食料品、繊維品、化学製品、非金属鉱物製品、金属および同製品、機械器具、雑品目による。

イ 貨物運賃および保険

「海上輸送の現況」(運輸省)の邦船貨物輸送量と「海上輸送からみたわが国貿易の動向」(運輸省)の地域別輸送距離によるトンキロ指数の傾向を用いる。

ウ その他の運輸、その他の非要素サービスおよび非居住者の国内消費支出「消費者物価指数」(総理府統計局)の総平均による。

エ 海外からの要素所得受取

「卸売物価指数」(日本銀行)総平均による。

(2) 輸入と海外への所得

ア 商品、貨物運賃および保険

「輸入物価指数」(日本銀行)の食料品、繊維品、鉱物性燃料、化学製品、機械器具、その他(金属、雑品目)による。

イ その他の運輸、その他の非要素サービスおよび居住者の海外消費支出

アメリカ、ヨーロッパ(イギリス、フランス、西独の単純平均)、ホンコン各国の消費者物価指数を40:20:40の加重平均により用いる。

ウ 海外への要素所得支払

「卸売物価指数」(日本銀行)の総平均による。

第7 季節調整方法

EPA法は、次の仮定で計算される。種々の統計の原系列を正負の混在する系列(加法タイプ)と、その他の方系列(乘法タイプ)との合成体であると想定し、加法タイプは(1)式、乘法タイプは(1)式で表わす。

TC_{i,j}を第一次的には、四期移動平均(2)式によってその後の計算段階では、4期重複移動平均(6)式によって求めるとすると、原系列Y_{i,j}は既知のTC_{i,j}と未知のS_{i,j}とI_{i,j}との合成体に分解される。

$I_{i,j}$ は、第一次的には、期別2期反復移動平均 ($n=2$ とした(4)式) によって、最終的には、不規則要素の暫定推定値の期別平均振幅の大きさ(7)式によって、2期~5期の期別反復移動平均 ($n=2\sim 5$ とした(4)式) で除去できると仮定する。原系列に以上のような計算処理をほどこすことにより季節変動、すう勢・景気変動および不規則変動の各要素に分離することが可能となる。

算式で示すと次のとおりである。

$Y_{i,j}$ は計算年度中の第j番目の年の第i四半期の原系

列値

$TC_{i,j}$ は同すう勢・景気変動要素

$S_{i,j}$ は同季節変動要素

$I_{i,j}$ は同不規則変動要素

J は計算年度数 $j=1, 2, \dots, n$ 年度

i は1, 2, 3, 4 四半期

$t=i+(j-1)\times 4$

$$Y_{i,j} = TC_{i,j} \times S_{i,j} \times I_{i,j} \dots\dots\dots(1)$$

$$Y_{i,j} = TC_{i,j} + S_{i,j} + I_{i,j} \dots\dots\dots(1)'$$

$$TC_t = \frac{1}{2} \left(\frac{1}{4} \sum_{k=t-2}^{t+1} Y_k + \frac{1}{4} \sum_{k=t-1}^{t+2} Y_k \right) \dots\dots\dots(2)$$

$$SI_{i,j} = S_{i,j} \times I_{i,j} = Y_{i,j} \div TC_{i,j} \dots\dots\dots(3)$$

$$SI_{i,j} = S_{i,j} + I_{i,j} = Y_{i,j} - TC_{i,j} \dots\dots\dots(3)'$$

$$S_{i,j} = \frac{1}{n} \left\{ \sum_{k=0}^{n-1} \left(\frac{1}{n} \sum_{k=-n+1}^0 SI_{i,j+k+1} \right) \right\} \dots\dots\dots(4)$$

$$TCI_{i,j} = Y_{i,j} \div S_{i,j} \dots\dots\dots(5)$$

$$TCI_{i,j} = Y_{i,j} - S_{i,j} \dots\dots\dots(5)'$$

$$TC_t = \frac{1}{3} \sum_{k=0}^2 \left\{ \frac{1}{3} \sum_{k=-2}^k TCI_{t+k+1} \right\} \dots\dots\dots(6)$$

$$MSR_i = \frac{1}{J-1} \sum_{j=2}^J \left| \frac{I_{i,j} - I_{i,j-1}}{I_{i,j}} \right| \div \frac{1}{J-1} \sum_{j=2}^J \left| \frac{S_{i,j} - S_{i,j-1}}{S_{i,j}} \right| \dots\dots\dots(7)$$

なお、詳しくは下記の本を参照されたい。

経済企画庁経済研究所研究シリーズ第22号

「季節変動調整法」昭和46年3月、大蔵省印刷局